安全で快適な住みよい環境の創造をめざして

Volume 191
2026.7月

Environment News

環境ニュース

「色づくにおどり公園とつくばエクスプレス」（三郷市）

Contents

P.2 災害による断水にどう備えるか― 地域一丸の断水への備えを ―
埼玉県環境科学国際センター　土壌・地下水・地盤担当　柿本　貴志

P.6 埼玉育ちの「武州うなぎ」 地産地消で地域貢献を目指す
武州ガス株式会社

P.8 シリーズ『市町村リレー!環境・観光・我が街発見』
ふるさと三郷　みんながほほえむまちづくり　三郷市

P.10 川越女子高校生物部の活動紹介
埼玉県立川越女子高校　生物部

P.12 環境関連の法令改正情報

P.14 環境トピックス

P.15 EA21コーナー

P.16 協会案内

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

災害による断水にどう備えるか
― 地域一丸の断水への備えを ―

埼玉県環境科学国際センター　土壌・地下水・地盤担当　柿本　貴志

1. はじめに

2024年１月１日に発生した令和６年能登半島地震は甚大な被害をもたらし、道路や水道といったライフラインの寸断による影響も顕著でした。広範な地域で発生した断水は、人々の生活に深刻な支障をきたし、当初断水の復旧が４月以降と報道され、被災地住民の意識に更なる影を落としました。

筆者は2022年４月より、災害による水道インフラの被災に起因する断水時の生活用水不足に着目し、特に民間井戸の活用に関する研究を進めていました。これまでの大規模な断水を伴う災害（阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成30年７月豪雨、北海道胆振東部地震等）では、被災地に存在した民間の井戸が、生活用水の不足で苦しむ地域住民に開放され、被災地住民の生活を支えました。このような民間の取り組み（例えば、災害時協力井戸等の呼称で知られる）を未被災地域に導入し、被災時に円滑に活用するために必要な取り組みを明らかにすることを目的としています。

能登半島地震の発生を受け、その被害状況とともに、被災地住民の生活実態、特に水の確保に係る情報を探しました。しかし、入手できた情報は断片的でした。

このような状況下、筆者は2024年１月に石川県七尾市の避難所運営支援に参加する機会を得ました。避難所で活動する中で耳にする困りごとの多くは背景に断水があり、断水が各種の都市活動を停止させる実態に気づかされました。筆者が担当した避難所は小学校であったため、小学校の教職員や炊き出しボランティアの方々からは、「水道が使えなくて困っている」「蛇口から水が出ることの有難さを痛感した」「何をするにも水が必要なのに、それが無いから、何をするにも大変な思いをする」といった声を聞き、都市基盤施設である水道の存在の重要性を痛感させられました。

本稿では、石川県七尾市で筆者が収集した情報をもとに、断水の影響と、生活用水の水源として活用された井戸の有用性と課題について紹介します。これらをもとに、未被災地域における備えとして、地域の関係者が一体となった備えが重要であり、断水を想定したリスクコミュニケーションを通じて、関係者間の信頼感の醸成を図るべきことをお伝えしたいと思っています。

地域住民間の人間関係の希薄化、短期的視座からの合理性の判断など、目の前の現状を踏まえると、実現可能性の低い話に聞こえると思います。しかし、だからこそ、本稿で示し、関係者と協働していきたいと考えています。

2. 断水の影響

（１）在宅避難者の生活に与えた影響

令和６年能登半島地震発災直後、七尾市民は大津波警報の発令を受け、高台や避難所への避難を余儀なくされました。なかには避難行動が困難であると判断し、死を覚悟し、自宅に留まる選択をした住民もいたそうです。津波の危険が去ったことを確認して自宅に戻った際、電気は通じていたものの、断水していることに気付きました。

断水時には、応急給水としてボトル水の配布や給水車による運搬給水が実施されました。筆者らが七尾市から得た資料に基づき分析した結果、市民向けには一人一日３リットル相当の水を供給するのが限界であり、生活用水として十分な量を応急給水から確保することは困難な状況であったと思われます。

市中心部に居住する複数の七尾市民への聞き取り調査によると、断水時に最も困ったことは飲料水の不足ではなく、「いつものようにトイレが使えなかったこと」でした。飲料水に関しては、市の配布や近隣店舗での購入により、十分ではないものの入手できたそうです。個人経営の店舗に比べ、全国チェーン

の店舗は物資の供給能力が高く、「頼りになった」とのことでした。

トイレ対策として七尾市は、住民に排泄物を紙で包み、可燃ごみとして処理するよう指示しました。しかし、焼却施設の稼働の遅れなどにより可燃ごみの回収が遅れ、家庭内に排泄物の入った袋が滞留する事態が生じました。この状況に鑑み、やむを得ず近隣の井戸から水を汲み、水洗トイレを使用する住民も現れました。

このほか、断水は普段当たり前に行われていた手洗い・洗面、食器洗い、洗濯、入浴といった日常行為を著しく困難にしました。後述するとおり、七尾市内ではこれらの用途に井戸水が活用され、断水被災地における在宅避難者の生活を支えました。

（２）断水が地域社会に与えた影響

避難所の責任者への聞き取り調査では、水不足により閉鎖の危機に瀕した避難所もあったことが判明しました。七尾市の矢田郷地区コミュニティセンター（写真１）は、発災直後に約2,000人を受け入れました。同施設には90m^{3}の受水槽があったものの、避難者が水洗トイレを使用したため、水はすぐに不足しました。水の補給を要請しましたが、期待どおりの量を得ることができなかったそうです。

仮設トイレの設置は比較的早かったものの、簡易水洗式トイレの洗浄水や手洗い用水を確保できず、その維持が困難になりました。このため、避難所の責任者は避難所の閉鎖も検討したと語っています。最終的には、市内の沢や井戸などからトイレ用水を確保することで、この難局を乗り越えることができました（写真２）。

同市内の御祓地区コミュニティセンターにおいても水は不足しました。しかし、この避難所では近隣の井戸所有者から水の提供を受けることができ、結果としてトイレ用水を安定して確保することができたそうです。なお内閣府の調査によると、井戸などの生活用水の水源を敷地内に備えた指定避難所は、全体の16.7%に留まるとのことです。本事例は生活用水不足が避難所の維持に影響を及ぼすものであり、避難所の生活用水の水源確保は喫緊の課題と言えます。

また、七尾市民生委員への聞き取り調査からは、高齢者施設や保育園が生活用水を確保できないために、一時的に受け入れを停止せざるを得なかった状況も明らかになりました。これにより、子育てや介護を担う大人（特に女性）は出勤が困難になったそうです。

行政や事業者の立場からみると、災害時において事業を継続するためには、職員や従業員を確保することが重要です。しかし、水の供給が出勤する職員数にも直結するという、新たな課題が浮き彫りになりました。

写真1　矢田郷地区コミュニティセンター

写真2　汲み置きされたトイレ洗浄水

3. 井戸の有用性と利用の難しさ

（１）井戸の有用性

筆者が2024年１月の滞在期間中に実施した調査の結果、多くの住民が井戸水を生活用水として利用している実態が確認されました。その様子を図１に示します。

筆者が七尾市袖ケ江地区、御祓地区を数時間にわたり踏査したところ、容器を持って移

図1　住民に開放されていた井戸（2024年1月27日撮影）

動する市民が頻繁に確認できました。市民の後を追った結果、断水下においても水が出る蛇口があり、それらが井戸水源であることが分かりました。井戸を利用している住民からは、「近隣に井戸があって非常に助かった」という切実な声が多く聞かれました。

筆者らがその後住民向けに実施したアンケート調査では、井戸は役に立ったか？という問いに対しては、99％が「役に立った」と回答し、75％は「井戸が無かったら、断水期間中に自宅で生活できなかった」と回答しています。この結果からも示唆されるように、井戸はそれぞれ近隣住民に活用され、在宅避難者の断水期の生活を支えました。

（2）井戸利用の難しさ

普段から井戸を利用している人を除き、断水発生時に井戸を利用するという発想は出てきません。七尾市において、利用可能な井戸に関する情報は、自治会（町会）による情報伝達のほか、知人からの口コミ、市議会議員、SNSなどを通じて伝えられたようです。一方で、井戸の情報を得られず生活用水の確保に苦慮した住民も存在しました。

また、利用可能な井戸を把握できたとしても、課題は複数存在しました。水を汲むためのタンクや、水を入れたタンクを運搬するための台車などの道具の不足です。発災後しばらくはホームセンターでも在庫がなく、入手が困難な状況でした。空のペットボトル容器が役立ち、特に4Lの焼酎の容器が重宝されました。

容器や運搬手段を確保できたとしても、水運搬作業は身体に負担をかける重労働でした。高齢者や女性だけでなく、40代・50代の男性も音を上げていました。調査した地域では、配水管の復旧まで約1カ月半を要したので、最短でもその間は、毎日のように重い水を運搬し続ける必要がありました。

（3）親切心が形にならない閉塞感－地域の信頼関係の重要性

ある住民の息子さんは当時大学生で、発災後、所属する研究室の教員と共に、車による各世帯への生活用水給水支援を計画しました。しかし、震災前から七尾市においても、地域社会の繋がりが希薄化していました。これに加え、町会等の地域活動に対する利己的な異論や苦言が日常的に存在しており、町会の班長を含む役員は、嫌な思いをすることが多く、このような人間関係は、生活用水支援を躊躇する要因となりました。具体的には、支援で訪問した家庭が留守であった場合に、その水を配布しないことが後の住民間の新たな軋轢や不満の原因となり得ることを懸念したそうです。結果的に、大学生の息子さんた

ちの戸別給水支援の構想は実現せず、コミュニティセンターの入り口に生活用水を置いておくという対応に留まりました。この対応は、体力のない高齢者にとっては厳しいものになってしまったと、筆者のヒアリングに対応してくれた住民は指摘していました。

この事例は、地域に一定レベルの信頼関係が存在しない場合、個人の親切心や善意が具体的な支援行動として形にならず、結果的に「共助」が機能しない可能性を示すものです。断水時に問われるのは、井戸などの水道の代替水源の有無や、水運搬手段の備えだけではありません。地域における信頼関係も同時に問われることになります。

4. 地域社会での備え

水道インフラが普段提供していたサービスは広範に及ぶため、断水への対応は、個人レベル、単一組織レベルの備えでは十分でなく、地域社会が協調して対応することが必要になると考えています。以下に、筆者が必要と考えている活動を例示します。参考にしていただければ幸いです。

・地域の水源情報収集（自治体・住民・企業）

活用できる水資源を掘り起こすため、行政情報（貯水槽、専用水道も含む）を収集・整理します。筆者らの調査では、井戸情報を多数持っている自治体は、自主防災会の協力を得て、井戸情報を得ています。災害時協力井戸のような取り組みを導入することも有用です。

・井戸所有者との信頼関係構築（住民・企業）

井戸があっても、断水時に地域に開放できるかは別の話です。特に企業は、敷地内への無断立ち入りを嫌う傾向があり、井戸所有者の意向を踏まえた水利用を地域が約束するなど、井戸所有者との事前の調整が重要です。また地域の防災訓練を企業とともに実施することも共通理解を醸成するうえで重要です。

・水源の情報の集約・公表準備（自治体）

断水時に使用できる地域の水資源の情報を地図上に整理しておくことは重要です。井戸の所在地を住所で示す例がありますが、それでは場所が分からないという住民は少なくありません。地図で分かりやすく示すことにより、断水時の問い合わせを減らす効果も期待できます。

・取り組みの評価・調整（自治体）

災害時地下水利用ガイドライン（内閣官房水循環政策本部事務局）にも示されていますが、備えの状況を評価するため、地域内の水需給バランスを試算します。水資源が不足する地域を特定するとともに、その対応を考えることが重要です。

また、地盤沈下への懸念から、地下水利用自体が悪という見方も少なくありません。平時から地下水利用に係る議論を深めておくことも災害時に役立ちます。

・災害時の水質分析（自治体・住民・企業）

生活用水として地下水等を使用する際、利用者は水質を気にしながら使用しています。発災後なるべく早く水質分析を行い、結果を示すことは、リスクを低減し、また水利用の便益を大きくするため、円滑に水質分析が行われるよう、関係者との事前の調整が重要です。

5. おわりに

断水への備え、地下水を含む身近な水資源活用の意義は災害対応にとどまりません。地域の井戸を見直すことは、地域資源を再発見することでもあり、人と人とのつながりを育てる契機にもなり得ます。平時から顔の見える関係があれば、災害時の助け合いも機能しやすいと思われ、この意味で地下水活用は、防災対策であると同時に、地域のレジリエンスを高める取組でもあります。

「非常時に使える水を確保する」という発想から一歩進み、「地域で資源を支え活かす仕組みを育てる」という視点が、これからますます重要になると思います。災害時に地域を支えるのは、水そのものだけではありません。断水への備えとして地下水を考えることは、地域社会のあり方を考えることにもつながっています。

埼玉育ちの「武州うなぎ」地産地消で地域貢献を目指す

武州ガス株式会社

1. はじめに

当社は、創業より地域の皆さまへの都市ガス供給により地域貢献に取り組んでまいりました。現在では地域社会への貢献や地域活性化に向けて新規事業にも取り組んでおります。

2. 地域の食文化に貢献したい

埼玉県は、昔からうなぎの食文化が盛んですが、埼玉県産のうなぎがいませんでした。そこで、うなぎを育てることで、地域の食文化やうなぎ食文化に貢献していきたいという思いで、「うなぎ養殖事業」を立ち上げました。2022年6月、東松山市に養殖施設「武州ガス水産研究所」を建設し、我々社員自らうなぎの養殖を行っています。

武州ガス水産研究所（外観）

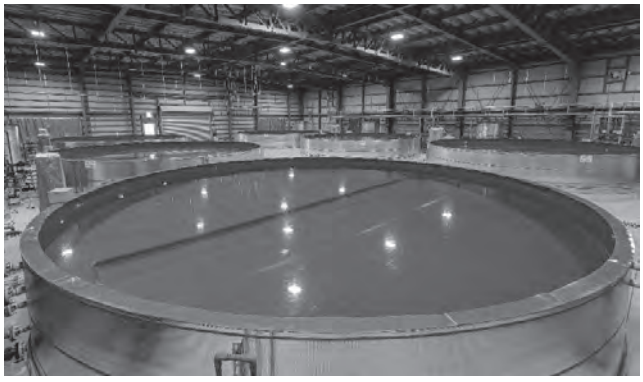

武州ガス水産研究所（内観）

3. 成長が遅い稚魚（クロコ）を養殖

稚魚は、成長の遅いクロコです。今までは放流や廃棄され、野生の環境でほとんど生き残れなかったクロコを養殖しています。絶滅危惧のあるうなぎを大事に活用しています。

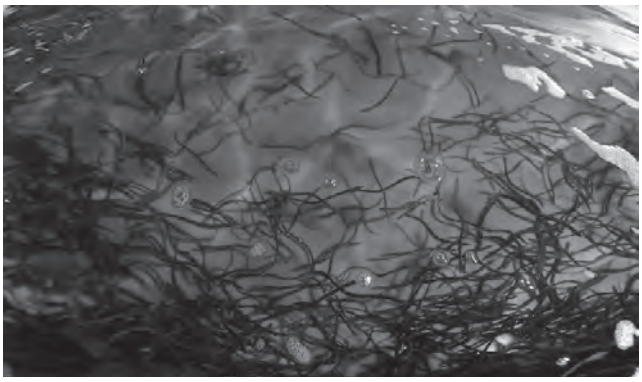

水槽に入れたばかりのクロコ

4. 独自システムで環境に配慮した陸上養殖

循環式で陸上養殖を行っています。陸上養殖は天然の自然環境を利用するのではなく、半閉鎖された水槽や池で、水温、水質、酸素濃度などを人の手で管理します。つまり外からの影響を受けいにくい状態で飼育でき、安定した飼育環境を確保できます。また陸上養

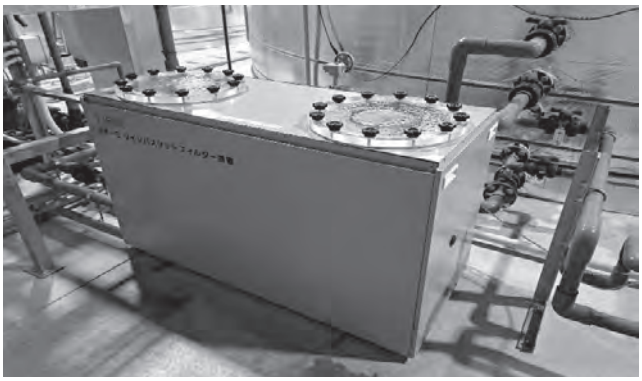

物理ろ過装置①

物理ろ過装置②（写真手前）

生物ろ過装置

殖であれば、養殖場は内陸に建設でき、消費地に近い場所で飼育可能です。

養殖で使用する飼育水は循環させ、物理ろ過や生物ろ過を通り再利用してうなぎにとって有効な水環境を維持しています。水槽の水温調節は廃熱回収型ヒートポンプにより、省エネルギーで冷熱と温熱を作ることができます。水中の溶存酸素は、高濃度にできるシステムを採用しています。それに伴いうなぎを高密度で養殖できます。水温と溶存酸素はセンサーで24時間監視しており、異常を検知した場合すぐさま発報し、知らせてくれます。水質検査も毎日行っており、うなぎの健康に影響がないか確認しています。

養殖場の電力の一部は太陽光発電で発電した電気が使われており、環境への負荷を低減しています。

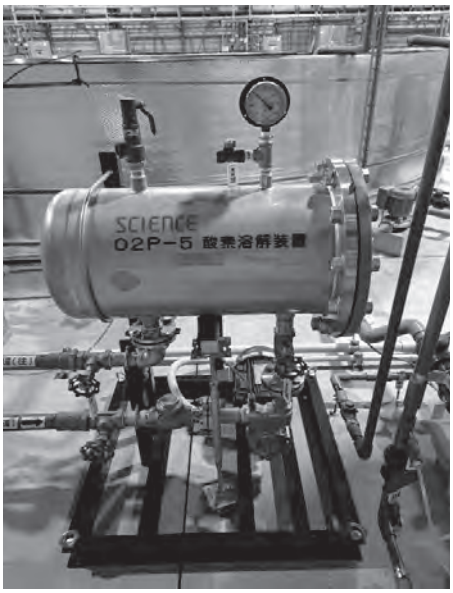

酸素溶解装置

5. 武州うなぎ

養殖したうなぎは「武州うなぎ」として、楽天市場やYahoo!ショッピング、東松山市のふるさと納税などでお買い求めいただけます。また不定期でイベントや駅の構内で直売会も実施しています。「武州うなぎ」の特徴は、じっくり丁寧に白焼きし、蒸し、たれ付けと焼きを３度繰り返すことにより、魚の臭みがなく、小骨の少ない身がふっくらと柔らかい蒲焼きに仕上がっています。

武州うなぎのうな重

武州うなぎ

6. さいごに

これからも当社は、安全・安心なうなぎの提供を通じて、地産地消による地域貢献を目指してまいります。 一方で、うなぎは自然環境の変化などによる資源量の課題にも直面しています。持続可能なうなぎ食文化を守るため、当社では完全養殖への取り組みも進めております。社員一人ひとりが丹精込めて育てた「武州うなぎ」を、ぜひご賞味ください。私たちの励みとなります。

シリーズ『市町村リレー！環境・観光・我が街発見』

ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり

三郷市

三郷市情報発信スペース「ららほっとみさと」

三郷市は、ららぽーと新三郷に本市の行政・観光情報を発信する拠点としてインフォメーションセンターを設置しております。

市の事業PRや展示、広報みさとや各種パンフレットの配布、三郷市公式マスコットキャラクターである「かいちゃん＆つぶちゃん」の紹介やグッズ販売などを行っており、年間を通して当市の魅力を発信しております。

三郷市へのアクセス

三郷市は、つくばエクスプレスをはじめとした都心へのアクセスが良好な鉄道網があります。また、令和５年に三郷流山橋有料道路が開通し、令和７年には常磐自動車道三郷料金所スマートインターがフルインター化され、さらに三郷市へアクセスしやすい環境となっております。

三郷流山橋有料道路

三郷料金所スマートインター

三郷市のイベント

三郷市では、市外からのアクセスの良さを活かし、年間を通じて様々なイベントを実施しております。つくばエクスプレス三郷中央駅前にあるにおどり公園にてジャズの演奏とグルメがお楽しみいただける「ジャズとグルメの祭典　misato style」やJR三郷駅前の土手にて開催される花火大会など、イベントを通じて、市外から沢山の方にお越しいただいています。

限定特別純米酒「におどり」

三郷市産米コシヒカリ100％を使用し、「平成の名水百選」にも選ばれた名峰・武甲山の伏流水で醸してつくられる限定特別純米酒「におどり」。市の誇る特産品として人気を博し、酒まんじゅう、酒ゼリーなどの二次商品も誕生。ぜひご賞味ください。

すこやかみさと健康オアシス開設

熱中症予防対策の一環として「すこやかみさと健康オアシス」（令和８年４月２２日～１０月２１日）を開設しております。公共施設２１施設、民間企業４０店舗に協力いただいており、外出した際の一時的な休憩および涼み処として市民の皆様に活用いただいています。

埼玉県東南部地域５市１町による「ゼロカーボンシティ」共同宣言

令和３年４月２６日、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町の埼玉県東南部地域５市１町は、「ゼロカーボンシティ」共同宣言をしました。本宣言は、環境省が掲げる「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向け、国際社会の一員として、圏域内の住民や事業者等と協働し、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを共同で宣言しています。

「緑のカーテン」で暑い日差しを遮ろう

建物の壁や窓をつる性の植物でおおい、夏の暑い日ざしを遮ることで、クーラー等の使用量が抑制され、蒸散作用との相乗効果によって、室内温度が下がることが期待できる、「地球にやさしい自然のカーテン」です。

三郷市では、地球温暖化対策及び省エネルギー対策の一環として、平成２０年度より市庁舎をはじめ、多くの市内公共施設にゴーヤによる「緑のカーテン」を設置しています。

川越女子高校生物部の活動紹介

埼玉県立川越女子高校　生物部

【はじめに】

川女生物部は現在３年10名、２年２名、１年７名で活動しています。部員たちの仲が良くアットホームな部活です。私たちの活動について紹介します。

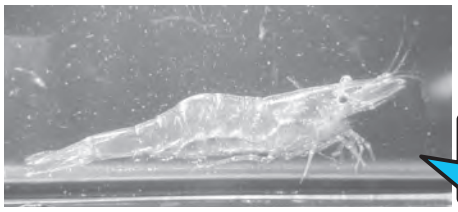

【川女生物部の活動内容】

～エビの分布調査～

外来種であるカワリヌマエビ属と在来種であり準絶滅危惧種のヌマエビ属ヌカエビの埼玉県内の荒川水系における分布調査を2015年から継続して行っています。現在、荒川水系では、ほとんどの河川でカワリヌマエビ属のエビが100％を占めています。その中で高麗川と越辺川と入間川で在来種であるヌカエビがいることが確認できました。しかし、ヌカエビの生息割合が100％だった高麗川の上流（白子橋付近）で2025年度にカワリヌマエビ属の侵入が初めて確認され、生息域を拡大しつつあることがわかりました。今後も両者の生息域の変動に注視し、モニタリングを続けていきます。ヌカエビは、学校内の水槽で人工繁殖ができないため、2024年度から日本生態系協会、テクセンドフォトマスク（株）、本校が連携し、TOPPAN朝霞事業所内のビオトープでヌカエビの保全を行っています。ビオトープは、地下水をくみ上げている水を使用しており、繁殖の成功が確認されました。さらにヌカエビの生態を解明しつつ、増えたエビをどのように活用していくのかを模索しています。

～クビアカツヤカミキリの調査～

特定外来生物であるクビアカツヤカミキリはサクラやモモ、ウメなどのバラ科の樹木を食害する昆虫です。昨年度川越市内でクビアカツヤカミキリが多く捕獲され、埼玉県中南部に被害が拡大していることが確認されました。今後も川越市内を中心に調査を行い、サクラなどの樹木の保全に向け、市民向けに啓発活動をしていきます。

～野鳥観察～

市街地の中で比較的自然が多い学校内の敷地内で見られる鳥類を調査し、種類や個体数の月ごとの変化をまとめています。本校にはヒヨドリなどの留鳥が多く、スズメの巣が作られていることや、一年の気温の変化で鳥類の個体数が増減することがわかりました。

～外来種・希少種かるた～

川女生物部の生徒がイラストを描いたり生き物についての説明をまとめたりして自作のかるたを制作しています。年々

枚数を増加させています。大人から子供まで楽しみつつ、生き物について学べる機会づくりをしています。2026年３月には、三菱UFJ銀行のご支援により印刷して箱入り50セット完成させました。市内の学童保育に寄付する予定です。文化祭などのイベントの際に体験ができます。非売品です。

部員へ突撃!!　～川女生物部の実態調査～

どうして生物部に入ったの？

- 生き物が好きだから
- 先輩が優しかったから
- 部室が見つかったから
- 活動日数がちょうどよかったから

みんなは将来生物の道に進むの？

一番楽しかったことや思い出は？

- 全部♡
- エビの調査
- 他校と合同の合宿
- 沼にはまった先生を助けに行った部員の方が沼に沈んでいった
（ミイラ取りがミイラになるってこのこと）

調査の時の楽しいことは？

- エビがたくさん採れること
- 色々な生物との邂逅
- 天気がいいとき
- 採取後のラーメン
- 夏の上流の冷たく透き通った水
- 都会で味わえない豊かな自然

生物部あるある（職業病）ってなに？

- カラスを見かけたらカラスの種類を考えてしまう
- サクラを見かけたら被害にあっていないか確認してしまう
- それぞれの作業に専門家がいる
- ある程度の虫には抵抗感が薄れる

生物部の主張!!

私たちには物申したいことがある～

なーにー？？

- 生物部だから虫を触れるとは限りません!!
- たぬきとアライグマの違いを知ってください！
たぬきのしっぽはしましまじゃない!!
- 生物部だからといって生物について詳しいわけじゃない！種類によってわからないものもある！
- 生物部のことを校内の人知らなさすぎます！生物部だって頑張っているので評価してください!!

以上、川女生物部の実態調査（部員調べ）でした。

環境関連の法令改正の情報・キーワードの一部ご紹介です。詳細は関係省庁のホームページ等をご覧下さい。

環境関連法等	内　　容	主な公布日
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成８年大蔵・厚生・農林水産・通商産業省告示第３号）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する告示（令和８年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第２号） 令和８年度における特定容器比率を設定 ▼表の一部を改正し、令和８年度における特定容器比率（再商品化義務総量のうち特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者により再商品化がされるべき量の占める比率として主務大臣が定める比率）を、以下の通り定めた。なお、（）内は令和７年度の値である。 （１）紙製容器包装：88.44％（87.70％） （２）プラスチック製容器包装：93.51％（92.99％） 施行日：令和８年４月１日	令和８年３月30日
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件（令和４年経済産業省告示第70号）	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件の一部を改正する告示（令和８年経済産業省告示第33号） 特定調達対象区分等の一部改正 ▼調達価格等算定委員会がまとめた「令和８年度以降の調達価格等に関する意見」等を踏まえて、特定調達対象区分等について、改正を行った。 ▼「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第９条第４項の認定の日が令和９年４月１日から令和10年３月31日までの間に属する場合における特定調達対象区分等について、以下の区分等を追加した。 ① 出力10kW未満の太陽光発電設備 ② 出力10kW以上50kW未満の屋根設置太陽光発電設備 ③ 出力50kW未満の陸上風力発電設備（リプレース案件を含む。） ④ 出力50kW以上1,000kW未満の陸上風力発電設備（リプレース案件に限る。） 施行日：令和８年４月１日	令和８年３月31日
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成20年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第９号）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（想定単価）の告示（令和８年財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第11号） 特定分別基準適合物に関する再商品化の想定単価を規定 ▼令和８年10月１日以降に適用される、特定分別基準適合物に関する再商品化の手法別の想定単価（円/t）を定めた。 ① ガラスびん（無色）：8,779円 ② ガラスびん（茶色）：9,839円 ③ ガラスびん（その他の色）：16,421円 ④ PETボトル：1,939円 ⑤ 紙製容器包装：4,080円 ⑥ 材料リサイクル（トレイ）：60,603円 ⑦ 材料リサイクル（トレイ以外）：63,494円 ⑧ ガス化：54,392円 ⑨ 高炉還元剤化：48,069円 ⑩ コークス炉化学原料化：58,966円 施行日：令和８年10月１日	令和８年３月31日
労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第90号） 【ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の範囲を見直し】 化学物質の危険性及び有害性に係る新たな知見をもとに、令和６年度までに国が行った化学品の分類の結果を踏まえ、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の範囲について、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和７年３月31日までに区分された物等とすることと規定された。（第18条関係） 施行日：令和10年４月１日	令和８年３月31日

環境関連法等	内　　容	主な公布日
気候変動適応法施行規則（令和６年環境省令第２号）	気候変動適応法施行規則の一部を改正する省令（令和８年環境省令第12号） 【熱中症特別警戒アラートの基準を変更】 気候変動等の影響により、国内の熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移していることを踏まえ、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の発表の基準が変更され、一の都道府県内の「全ての情報提供地点」で暑さ指数が35以上となると予想される場合から、新たに定める13県24地点の「別表情報提供地点」を除いた地点で判断することと改められた。（第２条、別表関係） 施行日：令和８年４月１日	令和８年４月１日
労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第89号） 【一般健康診断の検査項目等の見直し】 令和７年12月に公表された厚生労働省の「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会報告書」を受け、一般健康診断の検査項目等について、以下のとおり所要の改正が行われた。 （１）血清クレアチニン検査の追加 長時間労働と慢性腎臓病発症リスク等業務との関係や血清クレアチニン検査で、既存の検査項目では把握できない腎機能低下者を把握できること等を踏まえ、一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査が追加された。ただし、医師が必要でないと認めるときは省略することができることと定められた。（第43条～第45条の２関係） （２）喀痰検査の削除 結核を検査する喀痰検査は、胸部エックス線検査の結果に基づき結核感染が疑われる者について行うこととされているところ、現状では実施率が低く、また感染拡大防止のためには胸部エックス線検査陽性者について速やかに医療機関への受診勧奨を行うことが適当であること等から、一般健康診断のうち定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の項目から喀痰検査が削除された。（第44条～第45条の２関係） （３）肝機能検査に係る検査対象酵素名称の変更 「血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（GOT）」が「アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）」に改められるなど、肝機能検査に係る検査対象酵素の名称を国際基準に一致させる改正が行われた。（第43条関係） （４）様式の見直し 上記改正に伴い、各種様式について所要の見直しが行われた。（様式関係） 施行日：令和９年４月１日	令和８年４月28日
労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）	労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第86号） 【産業医の辞任・解任の報告を義務化】 令和７年５月７日の衆議院厚生労働委員会での労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律に対する附帯決議において、「産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場で産業医が選任されていない事業場に対して、その選任を促すとともに、産業医の解任を行ったことを労働基準監督署が把握することができる仕組みの検証を行うこと」とされたことを踏まえ、事業者に対して、産業医の辞任又は解任があった場合の労働基準監督署長への辞任又は解任した産業医の氏名及びその年月日等の報告を義務付ける改正が行われた。ただし、その産業医の後任者の選任により、辞任又は解任した産業医の氏名及びその年月日等を労働基準監督署長に報告した場合には上記報告を不要とすることとされた。（第13条、第100条の２関係） 施行日：令和８年８月１日	令和８年４月28日

環境トピックス

＜３月から５月まで＞
新年度が始まり生活が変わった方は疲れを感じる時期です。新緑のパワーに背中を押してもらいながら無理せず過ごしましょう。

３月　**2050年 ニホンジカとイノシシは日本の大半に分布する見通し**
東京農工大学、森林総合研究所、自然環境研究センターの研究チームは、ニホンジカとイノシシの分布拡大を長期的に予測する統合モデルを構築し、2050年には両種が日本の大部分へ分布域を広げる可能性を示しました。背景には個体群の自然分散に加え、人口減少による管理体制の弱体化が影響するとされています。研究者は、被害が現れていない地域でも早期介入を想定した予防的管理が必要と述べています。また、生息地情報の共有と長期計画の策定が、獣害対策の安定化に重要だと指摘しています。（ニュース報道）

３月　**PFOS・PFOA（有機フッ素化合物）の調査結果を公表（埼玉県）**
埼玉県は、令和７年度に実施したPFOS・PFOAなどの有機フッ素化合物（PFAS）に関する県内河川および地下水の調査結果を公表しました。PFASは水や油をはじく性質から工業製品などに使用されてきましたが、環境中で分解されにくく、健康への影響が懸念されています。今回の調査では、地下水30地点のうち深谷市岡の１地点で国の暫定指針値を超過し、河川27地点では超過は確認されませんでした。県は今後も継続的な監視を行い、水環境の保全と安全確保に取り組む方針です。（ニュース報道）

３月　**日本付近のCO_2濃度 増加続く（気象庁大気海洋部）**
気象庁大気海洋部は、日本付近における大気中二酸化炭素濃度の最新の観測結果を取りまとめ、洋上の観測で濃度の増加が継続していると報告しました。令和７年の年平均値と増加量を速報値として示しています。大気中二酸化炭素濃度の年平均値は、陸上・洋上いずれの観測でも観測史上最高を更新しました。近年の増加量が観測開始からの平均増加量を上回る傾向が示されており、世界平均の推移とも一致しています。（ニュース報道）

４月　**ふじみ野市で「ボトルtoボトル」開始**
埼玉県ふじみ野市は、サントリーグループと連携し、使用済みペットボトルを新たなペットボトルへ再生する「ボトルtoボトル」水平リサイクル事業を令和８年４月から開始しました。市内で回収したペットボトルの全量をサントリー製飲料のボトルとして再利用する取り組みで、資源循環の促進とごみ削減を目指しています。従来の食品トレーなどへの再利用に比べ、リサイクルの流れが分かりやすくなることで、市民の分別意識向上も期待されています。また、CO_2排出量を約60％削減できるとされています。（ニュース報道）

４月　**希少な「ハンカチノキ」、今年も見頃迎える　智光山公園**
智光山公園では、４月下旬から５月上旬にかけて、白い花びらのような苞（ほう）が風に揺れる希少樹木「ハンカチノキ」が見頃を迎え、多くの来園者を楽しませました。中国原産の落葉高木で、白い苞が枝に吊るされたハンカチのように見えることからその名で呼ばれています。国内でも見られる場所は限られており、春の風物詩として親しまれています。今年も見頃の時期には写真撮影や散策を楽しむ人でにぎわい、自然や緑の大切さを感じられる話題として注目されました。（ニュース報道）

５月　**ごみ袋の買いだめ、ナフサ供給不安で一部地域は品薄も**
中東情勢を巡り石油由来のナフサの供給が不安視されているなか、石原環境大臣は、ナフサ由来の家庭用のごみ袋を必要以上に購入しないよう呼びかけました。環境省によりますと、ナフサ由来のポリエチレン製が多い家庭用ごみ袋について、一部の市町村で買いだめが生じていて品薄になっているということです。石原大臣は15日「ごみ袋は例年通りの供給量を確保し、継続的な供給が可能」と必要以上の購入を控えるなど冷静な消費行動を呼びかけました。（ニュース報道）

※上記トピックスは各関係機関･メディアより発表されていますので、詳細につきましては環境省、埼玉県等、各ホームページ、インターネット等でご覧ください。

EA21コーナー

エコアクション21は、中小企業にも取り組み易い環境マネジメントシステムで、環境への取組だけでなく経費節減など経営面の効果も期待できます。また、国の環境政策に位置付けられ、廃棄物処理法では優良事業者認定の要件の１つにもなっています。2026年５月末現在、全国で7,514社、埼玉県内で192社の事業者が認証を取得しています。今回は、むさし野紙業株式会社（埼玉県川越市）にその取組を紹介いただきます。

古紙リサイクルを通じた循環型社会の実現を目指して

― むさし野紙業株式会社の業務とエコアクション 21 の取組 ―

古紙リサイクル事業による資源循環への貢献

むさし野紙業株式会社は、埼玉県を中心に古紙の回収・選別・加工・販売を行う古紙リサイクル事業者として、循環型社会の形成に取り組んでいます。回収された古紙を製紙原料として再資源化することは、森林資源の保全や二酸化炭素排出の抑制につながる重要な環境活動です。

環境経営の基盤としてのエコアクション21

当社では、事業活動をより持続可能なものとするため、エコアクション 21（EA21）を環境経営の基本的な仕組みとして導入しています。EA21 は中小事業者でも取り組みやすい環境マネジメント手法であり、環境配慮を日常業務の中で継続的に改善していくことを目的としています。全事業所を対象に、環境方針の策定、目標設定、取組の実行、振り返りを行っています。

日常業務を通じた地球温暖化対策

地球温暖化対策として、再生可能エネルギー由来電力の導入、省エネルギー行動の徹底、車両や重機のアイドリングストップなどを実施しています。こうした日常業務の積み重ねが、二酸化炭素排出量の削減につながっています。

廃棄物削減と水資源の有効活用

古紙リサイクル事業による資源循環効果に加え、事業所内では廃棄物の分別を徹底し、発生量の抑制と再資源化に努めています。水資源についても使用状況の確認や設備点検を行い、無駄のない利用を心掛けています。

地域とともに進める環境への取組

自治会等による古紙回収への協力や事業所周辺の清掃活動など、地域と連携した取組も継続しています。EA21 は、環境への取組を見える化し、事業者と地域、行政をつなぐ役割も果たします。

持続可能な社会に向けて

今後も当社は、エコアクション 21 を活用した環境経営を通じ、資源循環型社会の実現と環境負荷低減に貢献してまいります。

無料古紙回収ステーション

地域貢献活動

◇当社ホームページでは、エコアクション21に基づく「環境経営レポート」を公開しています。詳しい取組内容については、こちらの二次元コードからご覧ください。

詳しくは、「地域事務局さいたま」までお問い合わせください。Tel：048-649-5496

協会案内

令和8年度定時社員総会の報告

令和8年6月5日（金）に開催され、令和7年度事業報告並びに決算報告、令和8年度事業計画、収支予算、役員報酬の見直しについて承認されました。

役職員一同、業務に精励致す所存でございますので、何卒ご高承の上、一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

「深谷市企業版ふるさと納税」を行いました

令和8年5月19日に小島 進 深谷市長出席のもと、
「深谷市企業版ふるさと納税」贈呈式が行われました。
二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減する
「ゼロカーボンシティ推進プロジェクト」に役立てられます。

業務紹介

浄化槽法定検査は、浄化槽がきちんと管理され、安心して使用できる状態かを確認する大切な検査です。

水質や設備の状況を確認し、きれいな水環境を守ることを目的に行っています。

地域の快適な暮らしと環境保全を支える身近な業務です。

★浄化槽法定検査手数料が変わります★

令和8年7月1日より浄化槽法定検査手数料を改定させていただくこととなりました。

今後も安定した検査体制を維持していくため、改定へのご理解をお願い申し上げます。

詳しい内容は、協会ホームページにてご案内しておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

問合せ先　浄化槽管理課 048−778−8700

浄化槽法定検査手数料　人槽別一覧表
（※検査手数料は、非課税です）

【改定後】

人槽区分	検査手数料（円）	
	法　第7条	法　第11条
10人槽以下	14,000	6,000
11～20人槽	15,000	8,000
21～50人槽	17,000	11,000
51～300人槽	22,000	14,000
301～500人槽	24,000	16,000
501人槽以上	40,000	32,000

一般社団法人 **埼玉県環境検査研究協会**
〒330-0855　さいたま市大宮区上小町1450番地11
電話 代表 048(649)1151　FAX 代表 048(649)5493
URL:http://www.saitama-kankyo.or.jp

【業務内容】

■測定・分析
飲料水の水質分析／河川水、地下水、湖沼水及び排水等の分析
作業環境の測定／土壌調査（環境大臣指定）／空気環境測定
騒音・振動、交通量の測定／大気汚染物質の測定／アスベスト調査
建築物の飲料水水質検査／悪臭の測定／煙道排ガスの測定／放射性物質測定
埼玉県目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO_2排出量の検証　他

■法定検査
水道水の水質検査（国土交通大臣・環境大臣登録）
簡易専用水道の管理についての検査（国土交通大臣・環境大臣登録）
小規模貯水槽水道の検査、浄化槽の設置状況、維持管理状況の検査（埼玉県知事指定）

■調査・研究・支援
環境アセスメントに関する調査／基本計画策定の支援／
環境技術・労働安全衛生対策評価事業（環境・安全衛生コーディネイト）

ISO9001
登録番号Q4089

JWWA−GLP097
水道GLP認定

当協会は ISO/IEC 17025を認定基準とした国際MRA対応ASNITE試験事業者（認定識別:ASNITE 0119 Testing）です。ASNITEを運営する認定機関（IAJapan）は、APAC及びILACの相互承認に署名しています。認定範囲は限定されていますので、ご確認ください。

土壌汚染対策法指定調査機関No.2020-3-0013

エコアクション21
認証番号0012677

エコアクション21
地域事務局NO.044

〔浄化槽本部〕土呂支所 〒331-0804 さいたま市北区土呂町1丁目50番4号 電話048-778-8700 FAX048-778-8740
西部支所 〒350-0223 坂戸市八幡1丁目11番34号 電話049-284-2911 FAX049-284-2922

「環境ニュース」に関するお問い合わせ 環境ニュース編集委員会 TEL:048−649−6264 e-mail:news@saitama-kankyo.or.jp

環境ニュース　一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会　令和八年七月一日発行　編集人　榊原稔